

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容	金額
主食材料費	お米、パン、うどん等	月額 3000 円
副食材料費	おかず、おやつ、お茶、牛乳等	月額 4500 円
布団リース代	午睡時使用	月額 1430 円
絵本代	保育・教育教材として使用	月額 390～450 円
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）

※京都市から通知のあった免除対象の園児については、副食材料費が免除されます。

- ・行事に係る費用（サッカー大会等）

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

<p>以下の利用時間以外が時間外保育となります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開所時間：7時～19時（12時間）</li> <li>・標準時間の方が利用できる保育時間：7時～18時（11時間）</li> <li>・短時間認定の方が利用できる保育時間：8時30分～16時30分（8時間） ：9時～17時（8時間）</li> <li>・1号認定の方が利用できる教育標準時間：8時30分～15時30分（概ね7時間）</li> </ul>
--

(1) 保育標準時間認定の方

- 保育標準時間に係る延長保育料 （※備考）

1 8時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額2,500円

(2) 保育短時間認定の方

- 保育短時間に係る延長保育料 （※備考）

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、1日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いいただきます。

1日当たりの利用時間が

- ① 1時間までの場合 → 月額2,500円
- ② 1時間を超え2時間までの場合 → 月額5,000円
- ③ 2時間を超える場合 → 月額7,500円

(※備考) 保育料が第1階層（生活保護世帯）及び第2階層（市民税非課税世帯）の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

(3) 預かり保育事業

1号認定子どもに係わる預かり保育事業

月額	1 2 0 0 円（30分）
	2 5 0 0 円（1時間）
	3 7 0 0 円（1時間半）

※ 延長保育について

○幼児について（保育料無償化に伴い）

18時以降の延長保育について別途 500円（1時間以内）

○乳児について

個別契約時間を過ぎた場合 1時間 500円

○1号認定について

15時30分以降 園独自で預かり保育を行う場合  
1時間 500円